

# つなぎ住宅ローン 特約条項 新旧対比表

(下線部:改定箇所)

改定前	改定後
<p>第1条【借入金の交付方法】</p> <p><u>(追加) 借主がこの契約により株式会社八十二銀行(以下「銀行」という)から借り入れる金銭は、借主が指定した場合銀行における借主名義の預金口座への入金の方法により交付を受けるものとします。なお、その入金日をもって借入日とします。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第3条【弁済金等の振替特約】</p> <p>(略)</p> <p>2. 前項同様、本契約に関し借主が負担すべき手数料、印紙代その他一切の費用についても所定の手続(小切手または普通預金通帳および同払戻請求書の提出)を省略し、<u>銀行所定の日</u>に費用相当額を返済指定口座から払戻して支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第4条【期限の利益の喪失】</p> <p>1. 借主が次の各号の一つにでも該当した場合には、銀行から通知催告等がなくとも、この契約による債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に<u>借主の所在が不明</u>となったとき。</p> <p>(略)</p>	<p>第1条【借入金の交付方法】</p> <p>1. 借主がこの契約により株式会社八十二銀行(以下「銀行」という)から借り入れる金銭につき、<u>銀行から銀行における借主名義の預金口座に借入金の元金を入金された場合には、かかる入金をもってこの契約は成立するものとし、借主は、銀行に対し、この契約に従ってその元本を返済し利息を支払うことを約します。なお、その入金日をもって借入日とします。</u></p> <p>2. 提携ローンの場合は、借主がこの契約により銀行から借り入れる金銭は、<u>銀行提携先の指定する預金口座へ直接振込むことを銀行に委任します。なお、その振込日をもって借入日とします。</u></p> <p>第3条【弁済金等の振替特約】</p> <p>(略)</p> <p>2. 前項同様、本契約に関し借主が負担すべき手数料、印紙代その他一切の費用についても所定の手続(小切手または普通預金通帳および同払戻請求書の提出)を省略し、<u>銀行指定の日</u>に費用相当額を返済指定口座から払戻して支払うものとします。</p> <p>(略)</p> <p>第4条【期限の利益の喪失】</p> <p>1. 借主が次の各号の一つにでも該当した場合には、銀行から通知催告等がなくとも、この契約による債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務を弁済します。</p> <p>(略)</p> <p>(4) 住所変更の届出を怠るなど借主の責めに帰すべき事由によって、銀行に<u>借主の所在が不明となり、銀行が督促できないことが判明したとき。</u></p> <p>(略)</p>

改 定 前	改 定 後
<p>第 12 条【成年後見人等の届出】</p> <p>1. 借主 <u>(追加)</u> は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。<u>(追加)</u></p> <p>2. 借主 <u>(追加)</u> は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出します。</p> <p>3. 借主 <u>(追加)</u> は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前 2 項と同様銀行に届け出します。</p> <p>4. 借主 <u>(追加)</u> は、前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって直ちに銀行に届け出します。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第 19 条【成年後見人等の届出】</p> <p>1. 借主または保証人は、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。<u>また、借主または保証人の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときも、同様に銀行に届け出るものとします。</u></p> <p>2. 借主または保証人は、家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって、銀行に届け出るものとします。</p> <p>3. 借主または保証人は、すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、もしくは任意後見監督人の選任がされている場合も、前 2 項と同様銀行に届け出るものとします。</p> <p>4. 借主または保証人は、前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合も、書面によって直ちに銀行に届け出るものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>第 13 条【届出事項の変更】</p>	<p>第 12 条【届出事項の変更】</p>
<p>第 14 条【報告および調査】</p>	<p>第 13 条【報告および調査】</p>
<p>第 15 条【保証】</p> <p>1. 保証人は <u>(追加)</u> 借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、この証書の各条項を承認のうえ借主と連帯し、かつ保証人相互間においても連帯して債務履行の責を負います。なお、弁済期限、利率、弁済方法、その他の借入条件の変更等はすべて銀行と借主の行為に一任し、いっさい異議を述べません。</p> <p>2. 保証人は借主の銀行に対する預金その他の債権をもって <u>相殺はしません。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>第 14 条【保証】</p> <p>1. 保証人は、<u>借主の委託を受けて、借主がこの契約によって負担するいっさいの債務について、この証書の各条項を承認のうえ借主と連帯し、かつ保証人相互間においても連帯して債務履行の責を負います。なお、弁済期限、利率、弁済方法、その他の借入条件の変更等はすべて銀行と借主の行為に一任し、いっさい異議を述べません。</u></p> <p>2. 保証人は借主の銀行に対する預金その他の債権をもって <u>相殺権を主張して保証債務の履行を拒絶しないものとします。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

改 定 前	改 定 後
<p>5. 保証人が第1項の保証債務を履行した場合には、代位によって銀行から取得した<u>権利は借主と銀行との取引継続中は銀行の同意がなければこれを行使しません。もし、銀行の請求があればその権利または順位を銀行に無償で譲渡します。</u></p>	<p>5. 保証人が第1項の保証債務を履行した場合には、代位によって銀行から取得した<u>権利としての担保権等（以下「本件担保権」という）は、借主と銀行との取引継続中は銀行の同意がなければこれを行使しません。もし銀行の請求があれば、その権利またはその本件担保権または本件担保権にかかる順位を銀行に無償で譲渡するものとします。</u></p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>6. <u>銀行が保証人およびこれらの債務を引き受けた者ならびにこれらの包括承継人のいずれか1人に対して履行の請求をしたときは、借主および請求を受けた者以外の他の保証人に対して、その履行の請求の効力が生じるものとします。</u></p>
<p><u>(追加)</u></p>	<p>7. <u>借主は、借主の委託を受けた保証人から銀行に対して請求があったときは、銀行が保証人に対し、民法第458条の2に定める情報（主たる債務の元本および主たる債務に関する利息、違約金、損害賠償その他債務に従たるすべてのものについての不履行の有無ならびにこれらの残額およびそのうち弁済期が到来しているものの額）を提供することに同意します。</u></p>
<p><u>第16条【銀行取引約定書の適用】</u>  <u>借主が別に銀行と銀行取引約定書を合意している場合または将来合意する場合には、この証書に定めのない事項については、その各条項を適用できるものとします。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
<p>第<u>17</u>条【公正証書作成義務】</p>	<p>第<u>16</u>条【公正証書作成義務】</p>
<p>第<u>18</u>条【債権証書の不交付】</p>	<p>第<u>17</u>条【債権証書の不交付】</p>
<p>第<u>19</u>条【準拠法、合意管轄】</p>	<p>第<u>20</u>条【準拠法、合意管轄】</p>
<p>第<u>20</u>条【反社会的勢力の排除】  1. <u>借主（追加）</u>は、借主またはその保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運</p>	<p>第<u>18</u>条【反社会的勢力の排除】  1. <u>借主および保証人</u>は、借主またはその保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社</p>

改 定 前	改 定 後
<p>動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 借主 <u>(追加)</u> は、借主またはその保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5. 第3項の規定により、借主またはその保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または <u>(追加)</u> 保証人がその責任を負います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7. 借主 <u>(追加)</u> は、この契約にもとづく債務のほか、借主または保証人が関わる銀行との間の他の契約にもとづく既存の債務が存在する場合はその全てについて、前6項の規定が最初の契約締結日に遡って適用されることを確約します。なお、当該既存債務に適用されていた約定中に、反社会的勢力の排除に関する条項が存在した場合には、当該条項は前6項の規定のとおり変更のうえ遡って適用されるものとし、当該条項が存在しなかった場合には、前6項の規定が新たに遡って適用されるものとします。また、既存債務に適用されていた約定のうち、本項により変更等されるものを除くその他の約定は、引き続き有効なものとなります。</p>	<p>会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. 借主および保証人は、借主またはその保証人が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5. 第3項の規定により、借主またはその保証人に損害が生じた場合にも、銀行になんらの請求をしません。また、銀行に損害が生じたときは、借主または <u>その</u> 保証人がその責任を負います。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7. 借主 <u>および保証人</u> は、この契約にもとづく債務のほか、借主または保証人が関わる銀行との間の他の契約にもとづく既存の債務が存在する場合はその全てについて、前6項の規定が最初の契約締結日に遡って適用されることを確約します。なお、当該既存債務に適用されていた約定中に、反社会的勢力の排除に関する条項が存在した場合には、当該条項は前6項の規定のとおり変更のうえ遡って適用されるものとし、当該条項が存在しなかった場合には、前6項の規定が新たに遡って適用されるものとします。また、既存債務に適用されていた約定のうち、本項により変更等されるものを除くその他の約定は、引き続き有効なものとなります。</p>
<p>第21条【銀行が加盟する個人情報情報機関への登録】</p> <p>1. 借主が個人の場合、借主はこの契約にもとづく借入金額、借入日、最終回返済日等の借入内容にかかる客観的事実について、借入契約期間中およびこの契約による債務を全額返</p>	<p>(削除)</p>

改 定 前	改 定 後
<p><u>済した日から5年間、銀行が加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報機関」という）に登録され、加盟個人情報機関の他の加盟会員ならびに加盟個人情報機関と提携する個人情報機関の他の加盟会員が自己の取引上の判断のために利用することに同意します。</u></p> <p>2. <u>借主は、次の各号の事実が発生したときは、その事実について、各号に定める期間、前第1項と同様に登録され、利用されることに同意します。</u></p> <p>(1) <u>この契約による債務の返済を遅延したときおよびその遅延分を返済したときは、遅延した日から5年間。</u></p> <p>(2) <u>この契約による債務について保証提携先、保険者など第三者から銀行が支払を受け、または相殺、もしくは担保権実行などの強制回収手続きにより銀行が回収したときは、その事実発生日から5年間。</u></p> <p><u>第22条【団体信用生命保険】</u>  団体信用生命保険を付保する場合には、借主および保証人は、この契約にもとづく一切の債務につき銀行が<u>所定の方法により借主を被保険者とし、銀行を保険契約者ならびに保険金の受取人とする団体信用生命保険契約を締結することに同意のうえ、次の事項を確約します。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. <u>保険金額は、借主（被保険者）が銀行に対して負担する債務残高を基準とし、その算定は銀行所定の<u>計算方法によることに異議を述べないもの</u>とします。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>7. <u>この団体信用生命保険契約は、銀行の都合によりいつ解約されても異議を述べないもの</u>とします。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p><u>第15条【団体信用生命保険】</u>  団体信用生命保険を付保する場合には、借主および保証人は、この契約にもとづく一切の債務につき銀行が<u>（削除）借主を被保険者とし、銀行を保険契約者ならびに保険金の受取人とする団体信用生命保険契約を締結することに同意のうえ、次の事項を確約します。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>2. <u>保険金額は、借主（被保険者）が銀行に対して負担する債務残高を基準とし、その算定は銀行が<u>別途計算の上指定する金額によることに異議を述べないもの</u>とします。</u></p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>（削除）</u></p> <p><u>第21条【規定の変更】</u>  1. <u>銀行は、法令の変更、金融情勢その他の理由に</u></p>

改 定 前	改 定 後
	<p><u>より、この規定または借入要項中の定め(利率、返済額、返済日に関する事項は除く)を変更する必要があるときには、民法第548条の4の規定にもとづいて、変更できるものとし</u> <u>す。</u></p> <p><u>2. 銀行は、第1項の変更をするときは、その効力の発生時期を定め、変更を行う旨および変更後の内容ならびにその効力の発生時期をホームページへの掲示その他の方法により周知するものとします。</u></p>